

ロシアによる包括的核実験禁止条約（C T B T）の

批准撤回について

（原子力委員会委員長談話）（案）

令和5年11月7日

1. 11月2日、ロシアにおいて、包括的核実験禁止条約（C T B T）の批准撤回に関する法律が公布され、発効した。1996年の採択以来、C T B T署名・批准国は着実に増加してきており、こうした歴史は、国際社会が核軍縮・不拡散体制を構築することの意義を共有していることに他ならない。
2. そのような中、C T B Tの発効要件国であり、かつ署名・批准国の中で最大の核兵器国であるロシアによるこのような行動は、C T B Tを基盤とする核実験禁止規範の確立に向けた国際社会の長年の努力に逆行するものである。
3. 本委員会は、今回のロシアによるC T B T批准撤回の決定を非難するとともに、ロシアに対して、C T B Tへの復帰を強く求める。また、C T B Tの発効促進・普遍化を進めることを広く国際社会に向けて訴える。
4. 核兵器不拡散条約（N P T）において、核軍縮・不拡散と並び、原子力の平和利用は3本柱の一つとされており、多くの国がその重要性を認識している。我が国においても、原子力基本法で原子力の研究、開発及び利用の推進を平和の目的に限るとしており、国際社会が人類の福祉の向上を目指して原子力の研究、開発及び利用を行うためには、核軍縮の推進と国際的な核不拡散体制の維持・強化が必要不可欠である。そのため、本委員会は、「核兵器のない世界」の実現に向けて、我が国が引き続き国際社会とともに粘り強く取り組んでいくべきと考えている。